明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（防衛八）　一

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三四）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同三五）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同三六）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務二九二）　三
○二千十七年の原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定の効力発生に関する件（外務一九七）　三
○中南部地域中等学校環境改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九八）　四
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産九三九）　四
○肥料を登録した件（同九四〇）　四
○生産業者及び輸入業者の名称又は住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同九四一）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の規定に基づく同号の事業者を指定する件（経済産業一四三）　四
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程第二条第五項の規定により、既存住宅状況調査技術者講習として登録した件（国土交通六一五）　四

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
人事院　法務省　六

〔官庁報告〕
国家試験
第四十五回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施（厚生労働省）　七

〔公　告〕
諸事項　七
官庁
職員の免職処分、財団、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者の登録取消し処分、公示送達関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　一〇

省令

○防衛省令第八号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月八日　防衛大臣　稲田　朋美

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次に掲げる者　二十二万二千円 イ　［略］ ロ　防衛医科大学校医学教育部看護学科を卒業した者 ハ・ニ　［略］ 二　次に掲げる者　二十四万三千百円 イ　防衛医科大学校医学教育部医学科を卒業した者 ロ～ニ　［略］ 2　［略］	（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］［号の細分を加える。］ ロ・ハ　［同上］ 二　［同上］ イ　防衛医科大学校を卒業した者 ロ～ニ　［同上］ 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。